

■他道県の観光振興条例の構成

都道 県数	組織名 条文名 条文数 施行年月日 議員提案	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		沖縄県	北海道	高知県	長崎県	広島県	岐阜県	島根県	千葉県	愛知県	富山県	熊本県	新潟県	鹿児島県	徳島県	岩手県	鳥取県	神奈川県	和歌山県	愛媛県	宮城県
		沖縄県観光振興条例	北海道観光のくにづくり条例	あつたか高知観光条例	長崎県観光振興条例	広島県観光振興基本条例	岐阜県観光振興条例	しまね観光立県条例	千葉県観光振興条例	愛知県観光振興条例	富山県観光振興条例	熊本県観光振興条例	新潟県観光立県推進条例	鹿児島県観光立県条例	徳島県観光立県条例	岩手県観光立県基本条例	鳥取県観光立県条例	神奈川県観光振興条例	和歌山県観光立県推進条例	愛媛県観光立県条例	宮城県観光立県条例
		34条	17条	14条	22条	27条	18条	3条	20条	18条	18条	29条	12条	27条	19条	13条	20条	20条	15条	14条	16条
		S55.3.1	H13.10.19	H16.8.6	H18.10.13	H19.1.1	H19.10.1	H20.3.21	H20.3.28	H20.10.14	H20.12.19	H20.12.22	H20.12.22	H21.4.1	H21.6.25	H21.7.1	H21.7.3	H22.4.1	H22.4.1	H22.4.1	H23.4.1
1	目的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	用語の定義				○				○	○					○	○		○	○	○	○
3	基本理念		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	各主体の責務・役割																				
	・国(との連携)																		○		
	・県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・市町村(との連携)	○		○	○				○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・他県等との連携																	○	○		○
	・県民	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・観光関係団体		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・観光事業者	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・旅行者										○										○
5	基本施策(基本方針)		○	○	○	○						○			○	○		○	○	○	○
	・情報発信・PR、観光案内の充実	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・宿泊観光の促進														○						
	・外国人観光客の誘致	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・教育旅行の誘致														○						
	・MICE誘致								○	○		○	○	○			○	○	○	○	○
	・観光の魅力づくり(魅力ある観光地の形成)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・他の団体との協働		○		○		○			○	○		○			○		○			○
	・人材育成		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・もてなしの向上・心の醸成								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・大学等との連携								○		○							○	○		○
	・国際交流の促進								○					○	○	○					○
	・満足度の向上(観光地のサービス評価)											○									
	・ニューツーリズムの促進(エコツアー、産業観光等)										○					○				○	○
	・観光産業の振興(観光事業者の経営基盤強化等)		○						○	○		○				○	○	○	○	○	○
	・地域の特徴(文化・食・産業等)の活用	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・広域連携			○	○	○	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○
	・景観(環境)保全	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・修景美化区域等の指定	○																			○
	・やさしい観光地づくり(ユニバーサルデザイン)			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・観光旅行の安全確保		○						○	○				○	○			○			○
	・外国人観光客の誘致受入体制の整備								○	○		○	○	○			○				○
	・観光地におけるデザイン規格統一化														○						
	・観光基盤(交通施設等)の整備			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○				○	○	○	○
	・観光施設の(公共施設)の整備								○	○	○	○	○	○				○	○	○	○
	・観光旅行の容易化及び円滑化(休暇取得促進等)																				
6	市町村計画の策定支援				○						○										
	・重点地区・重点分野の指定による市町村への支援				○																
7	県民運動						○				○	○					○				
	・観光学習の促進(観光に関する普及啓発)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・観光週間(観光の日)の設定						○				○	○			○			○	○	○	○
	・団体・個人の表彰										○										○
8	基本計画(ビジョン)の策定	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	観光統計の整備・情報の収集		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	財政上の措置		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	審議会等の設置		○		○	○					○			○			○				
12	推進体制の整備						○		○	○	○				○			○	○	○	○
13	観光の振興に関する総合力の向													○							
14	施策の連携(他の計画との関係)										○								○		
15	知事への意見																				
16	不当な行為の防止に関する取組	○																		○	